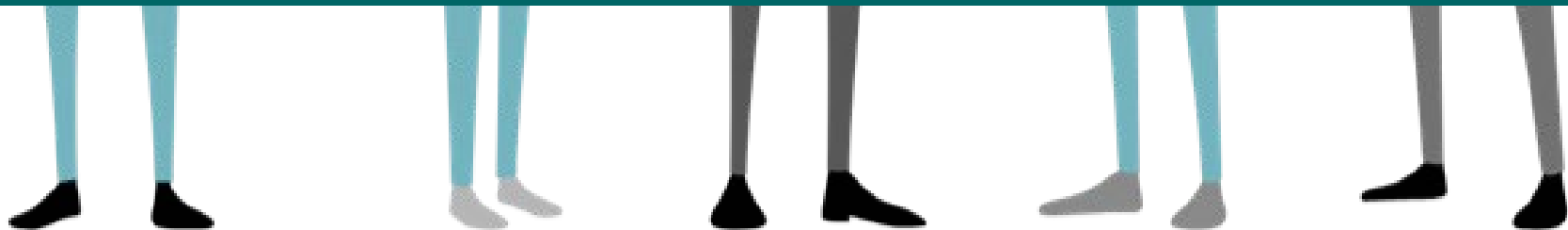




C-2 水準関連審査の 申請方法

- ・医師アカウントの作成
- ・技能研修計画の作成



C-2 水準関連審査を申請する

🔍 医師の働き方改革 C2審査・申請ナビ

トップ

お問い合わせ



医師の働き方改革関連制度におけるC-2水準関連審査についてご案内するページです。

C-2水準に関する様々な情報を発信しています。

また、C-2水準の適用を希望する医師の方、C-2水準医療機関の指定を希望する医療機関職員の方が、C-2水準関連審査のための申請をオンラインで行うことができます。

🔪 C-2水準を申請する

C-2水準関連の審査を申請される方は、以下の「C-2水準を申請する」をクリックしてください。



このアイコンをクリックすることで、C-2水準申請システムに入ることが出来ます。

C-2水準申請システムでは、

- C-2水準の適用をご希望の医師: 技能研修計画の作成とその審査の申請
- C-2水準の指定をご希望の医療機関: 医療機関申請書の作成と審査の申請を行うことができます。





技能研修計画を作成する 医師の皆様

(初めて作成する場合)



【医師アカウントの作成】

技能研修計画を作成する(医師の方)

技能研修計画を作成するためには、医師アカウントの登録が必要です。

医師アカウント作成済みの方はこちら

[ログイン](#)

医師アカウント未作成の方はこちら

新規アカウント登録を行うためには、「[医師等資格確認検索システム](#)」に登録されている必要があります。

医師等資格確認検索システムでは、医師法の規定による2年に1度の届出を行っていない医師の方(平成31年1月以降に免許を得た者を除く。)は、氏名等が掲載されておりません。

本検索システムへの登録がなされていない方は、「[医師等資格確認検索システム掲載申請書](#)」に必要事項を記載の上、下記宛先まで郵送いただき、登録をお願いいたします。

※登録には、数週間かかりますので、あらかじめご了承ください。

送付先

〒100-8916
東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係
(封筒の表に「医師等資格確認検索システム掲載申請書」在中と記載願います。)

医師等資格確認検索システムに登録済みの方は、下記より登録してください。

※医師アカウントの発行には、申請から3営業日(土日祝日を除く)程度を要します。

[プライバシーポリシー](#)に同意する **必須**

[新規アカウント登録ページ](#)



医師が技能研修計画を作成するために、新規アカウント登録ページより、医師アカウントを作成してください。

医師の働き方改革 C-2 審査申請ナビの C-2 水準を申請するというボタンをクリックすると画面にご提示しているようなページに進みます。

医師アカウントの作成の為に新規アカウント登録ページというアイコンがございますのでこちらをクリックしてください。

医師アカウントの作成には、医師等資格確認検索システムに、アカウント作成を希望する医師の氏名や医籍番号等が登録されている必要があります。

本検索システムに登録されていない医師は、医師アカウントを作成するために、当該システムへの登録手続きを行ってください。未登録の状態ですと、C-2 水準審査事務局が医師免許を有する医師であることが確認できず、C-2 水準の審査システムにおける医師アカウントは発行されません。

医師アカウント発行申請

● 基本情報

医師名 **必須**

医師名カナ **必須**

生年月日 **必須**

性別 **必須**

医籍番号 **必須**

医籍登録年月日 **必須**

電話番号 **必須**
※ ハイフンありで入力してください。
 記入例:000-000-0000

メールアドレス **必須**
確認のためもう一度同じメールアドレスを入力してください。

希望パスワード **必須**
パスワードは8文字以上入力してください
 ※ 英大文字・英小文字・数字をそれぞれ1文字以上含む必要があります
 確認のためもう一度同じパスワードを入力してください

● 保有専門医資格

基本19領域

- | | | |
|--------------------------------------|---------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 01. 内科専門医 | <input type="checkbox"/> 08. 眼科専門医 | <input type="checkbox"/> 15. 臨床検査科専門医 |
| <input type="checkbox"/> 02. 小児科専門医 | <input type="checkbox"/> 09. 耳鼻咽喉科専門医 | <input type="checkbox"/> 16. 救急科専門医 |
| <input type="checkbox"/> 03. 皮膚科専門医 | <input type="checkbox"/> 10. 泌尿器科専門医 | <input type="checkbox"/> 17. 形成外科専門医 |
| <input type="checkbox"/> 04. 精神科専門医 | <input type="checkbox"/> 11. 脳神経外科専門医 | <input type="checkbox"/> 18. リハビリテーション科専門医 |
| <input type="checkbox"/> 05. 外科専門医 | <input type="checkbox"/> 12. 放射線科専門医 | <input type="checkbox"/> 19. 総合診療専門医 |
| <input type="checkbox"/> 06. 整形外科専門医 | <input type="checkbox"/> 13. 麻酔科専門医 | |
| <input type="checkbox"/> 07. 産婦人科専門医 | <input type="checkbox"/> 14. 病理診断科専門医 | |

その他専門医

- | | | |
|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 消化器病専門医 | <input type="checkbox"/> アレルギー専門医 | <input type="checkbox"/> 呼吸器外科専門医 |
| <input type="checkbox"/> 循環器専門医 | <input type="checkbox"/> 感染症専門医 | <input type="checkbox"/> 心血管外科専門医 |
| <input type="checkbox"/> 呼吸器専門医 | <input type="checkbox"/> 老年病専門医 | <input type="checkbox"/> 小児外科専門医 |
| <input type="checkbox"/> 血液専門医 | <input type="checkbox"/> 神経内科専門医 | <input type="checkbox"/> 乳腺専門医 |
| <input type="checkbox"/> 内分泌代謝科専門医 | <input type="checkbox"/> リウマチ専門医 | <input type="checkbox"/> 内分分泌外科専門医 |
| <input type="checkbox"/> 糖尿病専門医 | <input type="checkbox"/> 消化器内視鏡専門医 | <input type="checkbox"/> 放射線診断専門医 |
| <input type="checkbox"/> 腎臓専門医 | <input type="checkbox"/> がん薬物療法専門医 | <input type="checkbox"/> 放射線治療専門医 |
| <input type="checkbox"/> 肝臓専門医 | <input type="checkbox"/> 消化器外科専門医 | |

その他

追加 +

いずれの専門医資格も保有していない場合、特記すべき事情があれば、下記に記載をしてください。

入力内容の確認 >

医師アカウント発行申請のアイコンをクリックしますと、基本情報の入力ページが表示されます。

入力様式に沿って必要事項を入力してください。

専門医資格を保有している場合は、資格情報も入力してください。

医師アカウント発行申請を行うと、メールアドレス認証のメールが自動送信されるため、受信したメールの認証URLをクリックして申請を完了してください。

なお、C-2水準審査システムの医師アカウントの発行には、申請から3営業日（土日祝日を除く）程度を要します。



【技能研修計画の作成・提出】

技能研修計画を作成する（医師の方）

技能研修計画を作成するためには、医師アカウントの登録が必要です。

医師アカウント作成済みの方は[こちら](#)

ログイン

発行された医師アカウントを用いて、ログインしてください。

医師ログイン

お知らせ

2025-10-01 令和7年度の申請受付を開始しました。申請締め切りは1月20日となりますので、早めに申請をお願いいたします。

ログインID

※ ログインIDはメールアドレスを入力してください

パスワード

ログイン

[パスワードを忘れた方はこちら](#)



ログイン後、マイページが表示されます。

「医師登録情報の変更」を押すと、登録情報の編集画面へ移動します。

「技能研修計画の作成」を押すと、技能研修計画の編集画面へ移動します。

Point

技能の修練を予定する医療機関が、医療機関アカウントを取得していない場合、その医療機関名では技能研修計画が作成できません。

医師マイページ

● 技能研修計画

申請番号	申請日	対象分野	研修計画期間	ステータス [※]	削除
26DR0224		内科	2026/04/01 ~ 2029/03/31	作成中 (修正中) 2026-02-01 12:23:45	<input type="checkbox"/> 削除

作成中

※ 技能研修計画のステータスについての詳細はこちら

● 技能研修計画

申請番号	申請日	対象分野	研修計画期間	ステータス [※]	削除
26DR0224	2026/02/02	内科	2026/04/01 ~ 2029/03/31	医療機関提出済み キャンセル 2026-02-02 16:30:07	<input type="checkbox"/> 削除

提出済み

● 技能研修計画

申請番号	申請日	対象分野	研修計画期間	ステータス [※]	削除
26DR0224	2026/02/02	内科	2026/04/01 ~ 2029/03/31	医療機関受理 2026-02-03 10:00:20	<input type="checkbox"/> 削除

医療機関受理

医師マイページで技能研修計画の作成や提出に関わるステータスが表示されます。

技能研修計画のステータスが「作成中」や「医療機関差戻し」の場合は、「削除」のチェックボックスにチェック ✓ をいれ、1行目の「削除」を押せば削除が可能です。

ステータスが「医療機関提出済み」になると、「削除」のチェックボックスは消失しますが、「キャンセル」した場合は再度編集や削除が可能となります。

ステータスが「医療機関受理」や「院内承認済」になると、「キャンセル」表示は消失し、申請医師側から技能研修計画の提出はキャンセルできなくなります。キャンセルを希望する場合は、技能を修練予定の医療機関に「差戻し」を依頼するか、画面右上の「お問合せ」から、C-2 水準審査事務局までお問合せください。



技能研修計画を作成する 医師の皆様

(過去に計画の承認を
受けている場合)

医師マイページ

医師名：厚労省 テスト

お知らせ

2026-04-01 技能研修計画(22DR0043)の研修計画期間は2027-03-31までです。継続する場合、新しい技能研修計画の提出が必要です。

医師登録情報の変更 >

パスワードの変更 >

技能研修計画の作成 >

終期が近い技能研修計画書がある場合

過去に技能研修計画の承認を受けたことがあり、そのうちで研修計画期間の終期まで**1年未満**となっている計画がある場合は、「お知らせ」にアナウンスが表示されます。このアナウンスは、該当の技能研修計画について**新しい申請書が提出されるまで継続して表示されます**。

ログイン後、マイページが表示されます。

「医師登録情報の変更」を押すと、登録情報の編集画面へ移動します。

「技能研修計画の作成」を押すと、技能研修計画の編集画面へ移動します。

Point

技能の修練を予定する医療機関が、医療機関アカウントを取得していない場合、その医療機関名では技能研修計画が作成できません。

入力様式に沿って、項目を埋めてください。

Point

技能研修計画を円滑に作成・申請するために、研修予定の技能を指導する医師とご相談いただくことを推奨します。

なお、技能の修練を予定している医療機関が、医療機関アカウントを取得していない場合、その医療機関名での申請はできませんのでご注意ください

研修計画期間（最長3年）を記載

技能研修計画は研修医療機関が変更となる場合は新規で申請が必要です。

技能の内容を記載

- 領域（基本19領域から選択）
- 技能名（臓器または病態と医療行為を組み合わせて技能名を作成）
- C-2水準の対象技能となり得る技能の考え方（いずれか選択）
- 技能の修得にやむを得ず長時間労働が必要となる根拠（複数選択可）

技能研修計画の表示／編集

承認済み技能研修	選択してください	参照
申請日	※提出時に自動設定されます	
申請番号		
基本情報	※医師の登録情報が自動反映されます。 (変更が必要な場合、医師の登録情報を修正してください)	
技能の修得・維持を予定している医療機関	都道府県	選択してください
	医療機関名 [?]	
	所属診療科(自由記載)	
	※ 以下の入力内容は、選択した医療機関にて閲覧可能になります。	
研修計画期間	2024/04/01	~ 2025/03/31 まで(約1年0か月)
技能の内容	対象分野(基本19領域)	選択してください
	技能名	
	技能名は、臓器または病態と医療行為を組み合わせて作成してください。 (例: 肝臓に関する移植手術及びその周術期管理)	
	C-2水準の対象技能となり得る技能の考え方	
	<input checked="" type="radio"/> 医療技術の進歩により新たに登場した、保険未収載の治療・手術技術	
	<input type="radio"/> 良質かつ安全な医療を提供し続けるために、個々の医師が独立して実施可能なレベルまで修得・維持しておく必要があるが、基本領域の専門医取得段階ではそのレベルまで到達することが困難な技術	
	技能の修得にやむを得ず長時間労働が必要となる根拠(複数選択可)	
	<input type="checkbox"/> 診療の時間帯を選択できない現場でなければ修得できない	
	<input type="checkbox"/> 同一の患者を同一の医師が継続して対応しなければ修得できない	
	<input type="checkbox"/> その技能に関する手術・処置等が長時間に及ぶ	

医師マイページ

● 技能研修計画

申請番号	申請日	対象分野	研修計画期間	ステータス [※]	削除
22DR0043	2022/12/08	内科	2024/04/01 ~ 2027/03/31	承認済 [審査結果] 2023-08-08 17:36:57	複製して作成 >

承認済み

● 技能研修計画

申請番号	申請日	対象分野	研修計画期間	ステータス [※]	削除
26DR0224		内科	2026/04/01 ~ 2029/03/31	作成中 (修正中) 2026-02-01 12:23:45	<input checked="" type="checkbox"/> 削除

作成中

● 技能研修計画

申請番号	申請日	対象分野	研修計画期間	ステータス [※]	削除
26DR0224	2026/02/02	内科	2026/04/01 ~ 2029/03/31	医療機関提出済み キャンセル 2026-02-02 16:30:07	

提出済み

● 技能研修計画

申請番号	申請日	対象分野	研修計画期間	ステータス [※]	削除
26DR0224	2026/02/02	内科	2026/04/01 ~ 2029/03/31	医療機関受理 2026-02-03 10:00:20	

医療機関受理

医師マイページで技能研修計画の作成や提出に関わるステータスが表示されます。

技能研修計画のステータスが「作成中」や「医療機関差戻し」の場合は、「削除」のチェックボックスにチェック をいれ、1行目の「削除」を押せば削除が可能です。

ステータスが「医療機関提出済み」に変わると、「削除」のチェックボックスは消失しますが、「キャンセル」した場合は再度編集や削除が可能となります。

ステータスが「医療機関受理」や「院内承認済」に変わると、「キャンセル」表示は消失し、申請医師側から技能研修計画の提出はキャンセルできなくなります。キャンセルを希望する場合は、技能を修練予定の医療機関に「差戻し」を依頼するか、画面右上の「お問合せ」から、C-2 水準審査事務局までお問合せください。

過去に技能研修計画の承認を受けたことがある場合は、その際に提出した承認済みの技能研修計画書の内容をもとに、以下の2つの方法により新しい申請書を作成することができます。

①技能研修計画の「一覧画面」から作成する

技能研修計画の一覧画面には、現在作成中、あるいは過去に承認済みとなった技能研修計画書がすべて表示されます。

承認済みの申請書に表示されている「複製して作成」のボタンを押すと、新しい申請書に下記の記載情報が複製された状態で、作成を始めることができます。

- ・都道府県、医療機関名、所属診療科
- ・技能の内容（研修予定の技能がすべて複製されます）
- ・その他、技能習得のために必要な業務
- ・申請技能分野の当該医療におけるC-2水準の指定について

について

情報を複製した場合でも、各項目の入力欄は自由に書き換えることが可能です。**必ず新しい申請書の提出時点に応じた内容を入力してください。**

医師の働き方改革
C2審査・申請ナビ

お問合せ | ログアウト

医師マイページ

医師名: 厚労省 テスト

お知らせ

2026-02-09 技能研修計画(22DR0043)の研修計画期間は2026-12-31までです。継続する場合、新しい技能研修計画の提出が必要です。

医師登録情報の変更 | パスワードの変更 | 技能研修計画の作成

※ C-2水準申請システムのアカウントを保有していない医療機関を研修先とする技能研修計画は作成できません。技能研修を予定している医療機関がアカウントを保有していない場合、アカウント申請手続きを依頼するなどの対応が必要となります。

技能研修計画

申請番号	申請日	対象分野	研修計画期間	ステータス [※]	削除
22DR0043	2022/12/08	内科	2024/04/01 ~ 2026/12/31	承認 [審査結果] 2023-08-08 17:36:57 複製して作成	
24DR0221		内科	2024/04/01 ~ 2027/02/05	作成中(修正中) 2026-02-09 16:32:17	<input type="checkbox"/> 削除
26DR0224	2026/02/02	内科	2026/04/01 ~ 2029/03/31	医療機関受理 2026-02-03 10:00:20	

※ 技能研修計画のステータスについての詳細はこちら

過去に承認を受けた技能研修計画がある場合は、新しい申請書の作成画面から、承認済みの申請書を参照しながら作成することが可能です。

申請書の作成時、画面上部に「承認済み技能研修計画書」の欄が表示されます。

ここから参照したい申請書を選択し、「参照」ボタンを押すと、該当の申請書がブラウザの別ウィンドウで開きます。

技能研修計画の表示／編集

承認済み技能研修

▼
参照

申請日	※提出時に自動設定されます
申請番号	
基本情報	※医師の登録情報が自動反映されます。 (変更が必要な場合、医師の登録情報を修正してください)
技能の修得・維持を予定している医療機関	<p>都道府県 <input type="text" value="選択してください"/> ▼</p> <p>医療機関名 [?] <input type="text"/></p> <p>所属診療科 (自由記載) <input type="text"/></p> <p>※ 以下の入力内容は、選択した医療機関にて閲覧可能になります。</p>
研修計画期間	2024/04/01 <input type="text"/> ~ 2025/03/31 <input type="text"/> まで (約 1年 0か月)
技能の内容	<p>対象分野 (基本19領域) <input type="text" value="選択してください"/> ▼</p> <p>技能名 <input type="text"/></p> <p>技能名は、臓器または病態と医療行為を組み合わせで作成してください。 (例: 肝臓に関する移植手術及びその周術期管理)</p> <p>C-2水準の対象技能となり得る技能の考え方</p> <p><input checked="" type="radio"/> 医療技術の進歩により新たに登場した、保険未収載の治療・手術技術</p> <p><input type="radio"/> 良質かつ安全な医療を提供し続けるために、個々の医師が独立して実施可能なレベルまで修得・維持しておく必要があるが、基本領域の専門医取得段階ではそのレベルまで到達することが困難な技術</p> <p>技能の修得にやむを得ず長時間労働が必要となる根拠 (複数選択可)</p> <p><input type="checkbox"/> 診療の時間帯を選択できない現場でなければ修得できない</p> <p><input type="checkbox"/> 同一の患者を同一の医師が継続して対応しなければ修得できない</p> <p><input type="checkbox"/> その技能に関する手術・処置等が長時間に及ぶ</p>

お問い合わせは「医師の働き方改革 C 2 審査・申請ナビ」
よりお願いいたします。



<https://c2-shinsasoshiki.mhlw.go.jp/>

